

事 務 連 絡
平成29年1月23日

各都道府県税制担当課
各都道府縣市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「平成29年度税制改正の大綱」について平成28年12月22日に閣議決定したところであります。また、これに先立ち、「平成29年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成28年12月8日にとりまとめられたところであります。

現在、「平成29年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところでありますが、さしあたり現段階における平成29年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 行政を効率化し、国民の利便性を高めるため、マイナンバー制度が導入され、平成28年1月1日からは個人番号・法人番号の利用が開始されていることから、累次の法令改正や技術的助言等を踏まえ、番号を利用すべき手続については、番号記載開始時期として定められた時期から円滑かつ適切に番号の利用を行うこと、また、個人番号の提供を受ける際には、関係法令や個人番号利用事務実施者として定めている告示等に基づき、適切に本人確認措置を実施すること。

さらに、地方団体が保有する税務情報は秘匿性の高い情報であることから、各地方団体において税務情報を取り扱う際には、漏えい対策に十分に留意するとともに、基幹税務システムをはじめ個人番号を含む特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を適切に実施すること。その際、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づく措置を適切に運用いただきたいこと。

また、平成29年7月からは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携が予定されていることから、地方税関係情報の正本がデータ標準レイアウトで示したとおりに副本登録されていること及び情報連携による照会事務が正しく実施できることを総合運用テスト等を通じて最終確認し、所要の環境整備を行うこと。

なお、情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法については、「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」（平成28年11月28日付け自治税務局市町村税課長通知）に留意の上、適切に対処されたいこと。

- (2) 住民登録外課税通知については、既に「住民登録外課税通知の電子的送付について」（平成28年11月28日付け自治税務局市町村税課長通知）で通知したとおり、住民登録外課税通知の早期化により情報提供ネットワークシステムを介した情報連携に係る事務の効率化を図るため、平成29年度よりeLTAXを通じて電子的送付を行うことが可能となるところであり、原則として、全ての市区町村で5月末までに電子的送付を行うこと。
- (3) 平成29年1月から、給与支払報告書及び源泉徴収票について、eLTAXを利用して一括して作成・提出を可能とすること（電子的提出の一元化）、市区町村の申告書作成システム等で作成された所得税申告書等について、専用回線を活用し当該申告書等データを直接国税当局に送信すること（申告データ連携）としており、これらは、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化のみならず、納税者の利便性向上につながるものであるため、市区町村においては、電子的提出の一元化に係る周知・広報及び申告データ連携への積極的な参加をしていただきたいこと。
- (4) eLTAXにおける電子申告等受付サービスについては、納税者の利便性向上、税務事務の効率化に資するものであり、給与支払報告書の電子的提出及び電子申告については、関係する全ての地方団体において受け付けられるようになっ

ていること。

さらに、法人設立届等の電子的提出（申請・届出）について、平成29年4月には、全47都道府県中45都道府県、全1,741市区町村中1,732市区町村と、ほとんどの地方団体で受け付けられるようになっていること。

また、平成27年度における電子申告の利用率は、都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の申告については56.1%、市町村における給与支払報告書の提出については32.6%、法人市町村民税の申告については57.4%となっている一方で、固定資産税（償却資産）及び事業所税の申告については、それぞれ22.2%、11.2%となっている状況を踏まえ、事業所等におけるeLTAXの利用は、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、法人、個人事業主、税理士等への積極的なPRに努めるなどeLTAXの利用促進について、引き続き取り組んでいただきたいこと。

- (5) 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知は、平成28年度から可能となったところであるが、平成28年度課税分の個人住民税において対応した市区町村数は低調となっているため、特別徴収義務者における事務効率化、特定個人情報の保護及び市区町村におけるコスト削減の観点等を踏まえ、積極的に取り組んでいただきたいこと。
- (6) 電子納税の推進については、与党税制改正大綱の第一「基本的考え方」において、「地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。」とされたところであり、今後、（一社）地方税電子化協議会を中心に実務的な検討が進められる見込みであることから、その動向にご留意いただきたいこと。
- (7) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、平成28年度以後、基準財政収入額の算定に段階的に反映することとされたことも踏まえ、一層の取組を促進する必要があること。コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納等の活用など納税者が税を納付しやすい納税環境については、平成29年7月からマイナポータルの運用が開始され、電子申告及び電子納付による納税者の利便性向上が重要になるため、費用対効果の観点も踏まえながら、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。また、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- (8) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められる一方で、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員に対する研修等の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等